

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

今月の年金相談

8月4日(木)

10:30～12:00

13:00～15:00

完全予約制

次回は9月8日(木)です。

第2委員会室

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料の臨時特例措置が延長されます

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入の減少・喪失により、国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置による国民年金保険料免除・納付猶予の申請手続きが、令和4年度も延長されます。

1 対象となる方(次の2点をいずれも満たしている方)

- (1)令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少・喪失したこと
- (2)令和2年2月以降の所得などの状況からみて、当年中の所得見込額が、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれること

※所得見込額は、令和2年2月以降の任意の月における所得額を12ヵ月分に換算し、見込みの経費等を控除して算出します。

※令和4年度の臨時特例措置による免除・納付猶予および学生納付特例を申請する場合は、令和3年1月以降で収入が減少した月が対象となります。

※免除などに該当する控除後の所得水準(全額免除の場合は、単身世帯の場合で67万円(夫婦世帯の場合で102万円)。全額免除とならない水準であっても、納付猶予や一部免除に該当する場合があります。

※免除などの判定においては、被保険者の所得のほか、配偶者および世帯主の所得も審査の対象となります(学生納付特例の場合を除く)。

※令和3年度以前分の臨時特例免除を申請された方についても、改めて4年度分の申請が必要になります。

2 対象期間

	免除・猶予	学生納付特例
令和2年度	令和2年7月分～令和3年6月分	令和2年4月分～令和3年3月分
令和3年度	令和3年7月分～令和4年6月分	令和3年4月分～令和4年3月分
令和4年度	令和4年7月分～令和5年6月分	令和4年4月分～令和5年3月分

3 手続き方法

(1)手続きに必要なもの

- ①国民年金保険料免除・納付猶予(学生納付特例)申請書
- ②所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))③学生証の写し(学生納付特例の場合のみ)
- ④本人確認書類、個人番号または基礎年金番号がわかるもの

※①および②の様式は、日本年金機構のHPからダウンロードしていただくか、下記の提出先の窓口にも備え付けてあります。

(2)提出先 函館年金事務所・住民生活課社会係・各支所へ提出してください。

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課) ・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)		☎0138-82-8002 ※アナウンスに従いおかけください。
役場窓口	住民生活課社会係(窓口6番) 熊石総合支所住民サービス課		☎0137-62-2112 ☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。